

入札公告

下記のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）同時提出型により行うので公告する。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするほか、令和８年度本予算成立が大幅に遅れた際には契約締結を行わない場合があることを条件とするものとする。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

- 1 公 告 日 令和８年３月１２日
- 2 契約担当官等 支出負担行為担当官 東北農政局長 永井 春信
- 3 担 当 部 局 〒980－0014
宮城県仙台市青葉区本町３－３－１ 仙台合同庁舎Ａ棟
東北農政局農村振興部設計課技術審査係
電話 022－263－1111（内線 4452）
- 4 業務内容等
 - （１）業務名 山王海葛丸農業水利事業
山王海ダム取水設備等実施設計業務
 - （２）業務内容 本業務は、山王海葛丸農業水利事業計画に基づき、山王海ダム取水設備等の工事を実施するため、実施設計等を行うものである。
 - （３）履行期限 令和１０年２月２９日
 - （４）入札・契約方式 一般競争入札（総合評価落札方式：標準型）同時提出型
本業務は、一般競争入札により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
 - （５）本業務は、入札説明書の交付、申請書及び技術提案書の提出及び受領に係る確認並びに入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
 - （６）本業務は、入札書と技術提案等の提出を同時に行う業務である。
 - （７）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
 - （８）本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を乗じて技術評価を行う試行対象業務である。

(9) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成 15 年 9 月 1 日付け 15 北総第 528 号（経）東北農政局長通知）に基づき指名停止等の措置を講ずる。

(10) 本業務は、契約手続きに係る書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

5 競争参加資格要件及び評価基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

入札参加者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア 単体企業

(ア) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(イ) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(ウ) 東北農政局における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等契約のうち「A 等級」で「建設コンサルタント」の参加資格の認定を受けている者であること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も下記 7 により申請書及び技術提案書を提出することができるが、当該競争に参加するためには、開札時まで当該資格の認定を受けていなければならない。

(エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、(ウ) の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

(オ) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(カ) 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

イ 設計共同体

アの（ア）から（カ）までに掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であつて、「競争参加資格審査に関する公示」（令和 8 年 3 月 12 日東北農政局長）に示すところにより東北農政局長から山王海葛丸農業水利事業 山王海ダム取水設備等実施設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）のうち「A 等級」で「建設コンサルタント」の参加資格の認定を受けている者であること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は共同設計体としての資格の認定を受けていない者（5（1）アの（ウ）に掲げる資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合も含む。）も下記 7 により申請書及び技術提案書を提出することができるが、当該競争に参加するためには、開札時まで当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

同一入札に参加しようとする複数者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(3) 技術提案書の評価基準（技術点に関する基準）

ア 企業の技術力

資格要件、成果の確実性、地域への貢献、業務執行能力、実施体制の妥当性、ワーク・ライフ・バランス等の推進、賃上げの実施の表明

イ 予定管理技術者の技術力（資格要件、業務執行技術力等）

技術者登録、過去の業務実績又は実務経験、過去の業務成績、技術者継続教育に対する取り組み、専任性

ウ 業務への取組方針（実施方針、特定テーマに対する技術提案等）

事業目的・業務内容の理解度、提案内容の的確性、実施手順・体制の妥当性、特定テーマの実現性・独創性

6 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札方式により配布する。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により入札説明書の交付を受けなかった者は、申請書及び技術提案書を提出できない。

(1) 交付期間 別表 1 ①に示す期間

(2) 交付場所 〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 A 棟

東北農政局総務部会計課事業経理調整係

電話 022-263-1111（内線 4227）

(3) その他 CD-R による交付とするため、交付希望者は空 CD-R（700MB 48 倍速）を持参するものとする。

交付は無料とする。

7 申請書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は 6 (2) へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）するものとする。

(2) 提出期間

ア 申請書

別表 1 ②に示す期間

イ 技術提案書

別表 1 ③に示す期間

(3) 技術提案書のヒアリングの有無

技術提案書のヒアリングを行わない。

(4) 6 に示す入札説明書の交付期間、場所及び方法により入札説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された申請書及び技術提案書を無効とし、競争参加資格なしとする。

8 入札及び開札

(1) 入札の日時

- ア 電子入札方式による入札の送信期限
別表 1 ③に示す日時
- イ 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期限及び提出先
別表 1 ③に示す日時に技術提案書とともに 6 (2) の場所に持参し、入札する。
- ウ 郵送による入札書の受領期限及び提出先
別表 1 ③に示す日時までに技術提案書とともに 6 (2) の場所に必着。

(2) 開札の日時 別表 1 ④に示す日時

(3) 開札の場所 〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 A 棟
東北農政局第 1 入札室

9 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2) に掲げる方法によって得られた数値（以下、評価値という。）の最も高い者を落札者とする。

ア その者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下、予定価格という。）の制限の範囲内であること。なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当と認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ適切な入札価格と考えられる入札をした他の者のうちから、評価値の最も高い者としてすることがある。

イ 落札者となるべく者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

ウ 入札に係る技術等が、公告（これに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満たしていること。

エ 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

総合評価は、イの当該入札者の入札価格から求められる価格点とウにより得られた技術点の合計による評価値をもって行う。

評価値＝価格点＋技術点

イ 価格点の算出方法

価格点の算出方法は以下のとおりとする。

価格点＝価格点の配分点×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格点の配分点は、入札説明書に示すとおりである。

ウ 技術点の算出方法

技術資料の内容に応じ、（ア）から（ウ）までの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高評価点は入札説明書に示すとおりである。

（ア）企業・予定管理技術者の技術力（資格要件及び業務執行技術力等）

（イ）業務への取組方針（実施方針及び特定テーマに対する技術提案等）

（ウ）技術提案の履行確実性

技術点の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{技術点} = \left(\text{（ア）に係る評価点} \right) + \left\{ \left(\text{（イ）に係る評価点} \times \text{（ウ）の評価に基づく履行確実性度} \right) \right\}$$

エ 履行確実性に関するヒアリング

本業務は、履行確実性の審査に係る技術提案書のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

10 その他

（１）手続における交渉の有無 無

（２）入札保証金 免除

（３）契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行仙台支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

（４）入札の無効

本公告に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

（５）契約書作成の要否 要

契約日は、令和８年度本予算が成立し、予算示達がなされた日以降とする。

（６）手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）による。

（７）関連情報を入手するための照会窓口

３に同じ。

（８）電子入札

ア 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

イ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

ウ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及

び測量・建設コンサルタント等業務)」(東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>)によるものとする。

(9) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、委員会という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

(不当な働きかけ)

ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

カ 公表前における発注予定に関する情報聴取

キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(10) 詳細は、入札説明書による。

別表 1

①	入札説明書の交付期間	令和 8 年 3 月 12 日から令和 8 年 4 月 15 日まで（行政機関の休日を除く。） 午前 9 時から午後 5 時まで
②	申請書の提出期間	令和 8 年 3 月 13 日から令和 8 年 3 月 27 日まで（行政機関の休日を除く。） 午前 9 時から午後 5 時まで ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。
③	技術提案書及び入札書の提出期間	令和 8 年 4 月 13 日から令和 8 年 4 月 16 日まで（行政機関の休日を除く。） 午前 9 時から午後 5 時まで ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。
④	開札日時	令和 8 年 5 月 19 日 午後 1 時 30 分

注：「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。

競争参加資格審査に関する公示

東北農政局が発注する「山王海葛丸農業水利事業 山王海ダム取水設備等実施設計業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 12 日

東北農政局長 永井 春信

1 業務概要

- (1) 業 務 名 山王海葛丸農業水利事業
山王海ダム取水設備等実施設計業務
- (2) 業務内容 当該業務の入札公告及び入札説明書のとおり
- (3) 履行期限 当該業務の入札公告及び入札説明書のとおり

2 申請の時期

当該業務の申請書の提出期間の始期から令和 8 年 3 月 27 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和 8 年 3 月 27 日以降においても、随時、申請を受け付けるが、当該業務の開札時までには設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント等業務）」（以下「申請書」という。）は、令和 8 年 3 月 12 日から東北農政局農村振興部設計課調整係において、設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に別紙 1 の設計共同体協定書の写しを添付し、持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。提出場所は（1）に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 12 月 26 日付け東北農政局長。以下「令和 7 年 12 月 26 日付け公示」という。）2（2）イの(ア)から(カ)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 令和7年12月26日付け公示の2(1)に該当しない者であること。
- ② 東北農政局における令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等契約に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者であること、又は、参加資格の受付において申請を行い受理されている者。
- ③ 東北農政局長から指名停止を受けていないこと。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 構成員の技術的要因

構成員は、その分担業務ごとに、担当(主任)技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

(4) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務の開札時まで4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

資格がある場合は、必要な情報をホームページに掲載することにより通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

設計共同体の名称は、「山王海葛丸農業水利事業 山王海ダム取水設備等実施設計業務△△・××設計共同体」とする。

別紙 1

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇業務の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

（注）〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 〇〇業務を請け負うことができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了

するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇者は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇